

【第1章 総則】

第1条 目的
<ul style="list-style-type: none"> 2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等の手続等を定めることにより、地域と共生する太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的とする。
第2条 定義
<ul style="list-style-type: none"> この条例で用いる用語を定義（太陽光発電施設、太陽光発電事業、事業者、事業区域、維持管理等など）対象施設：発電出力が50キロワット以上の太陽光発電施設（ただし、建築物に設置するものを除く）

【第2章 太陽光発電施設の適切な設置等】

<第1節 地域住民等>

第4条 地域住民等への説明
<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、あらかじめ地域住民等に対し、太陽光発電事業の計画の内容を説明しなければならない。この場合において、事業者は、地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない。事業計画を変更した場合も同様とする。 事業者は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

<第2節 設置規制区域>

第5条 設置規制区域
<ul style="list-style-type: none"> 設置規制区域内※においては、太陽光発電施設の設置を行ってはならない。ただし、あらかじめ知事の許可を受けた場合は、この限りでない。 <p>※設置規制区域（条例施行規則）</p> <p>①地すべり防止区域、②急傾斜地崩壊危険区域、③土砂災害特別警戒区域、④砂防指定地</p>

第6条～第9条 設置許可の申請等、変更許可、着工等の届出、取消し

<ul style="list-style-type: none"> 設置許可申請があった場合、許可基準※に該当すると認められるときに限り許可する。 設置許可を受けた者（設置許可者）が、当該許可事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。 設置規制区域内にある既存の太陽光発電施設が、増設により発電出力が50キロワット以上となるときは知事の許可を受けなければならない。 設置許可者は、設置工事の着工、完了、中止をしたときは、それぞれ、遅滞なく知事へ届け出なければならない。 知事は、設置許可者が偽りその他不正の手段による設置許可等、許可条件の違反、措置命令違反に該当するときは、当該設置許可を取り消すことができる。 <p>※許可基準（条例施行規則）</p> <p><地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地への設置></p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。 <p><土砂災害特別警戒区域への設置></p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害により当該施設の損壊等のおそれがないことが明らかであると認められること、又は損壊等が生じた場合でも、人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであると認められること。

【第3章 雑則】

第15条 指導又は助言
<ul style="list-style-type: none"> 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。
第16条 報告の徴取及び立入検査
<ul style="list-style-type: none"> 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、施設の設置等の状況その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求め、又は職員に事業所等に立ち入り、検査させることができる。

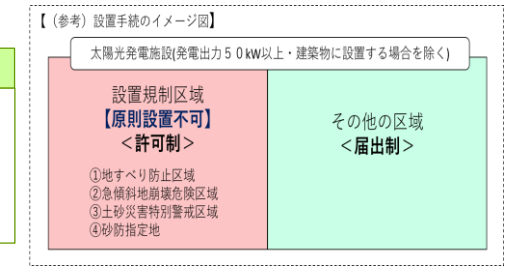
第17条～第19条 勧告、措置命令、公表
<ul style="list-style-type: none"> 知事は、事業者が設置許可を受けず、又は虚偽の申請により設置許可を受け着工したときは、設置の中止、施設の撤去等をするよう勧告することができる。事業者が正当な理由なく指導に従わないとき、又は虚偽の報告等をしたときは、事業者に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、措置命令を行うことができる。 知事は、設置許可の取消し又は措置命令を行ったときは、その事業者の氏名及び住所を公表することができる。

【第20条】 市町村条例との調整に関する規定、【第21条】 施行規則への委任規定

第3条 事業者の責務
<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、太陽光発電事業を円滑かつ確実に行うために必要な関係法令の規定を遵守しなければならない。 事業者は、太陽光発電事業を実施するに当たり、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適切な実施その他の太陽光発電施設の適正な設置等に関して、規則で定める事項※を遵守するよう努めなければならない。 <p>※事業者の責務（条例施行規則）</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災、環境保全及び景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置に当たり適切な土地の選定や施工を行うこと 事業開始当初から廃棄費用等の計画的な積み立てを行うこと・損害賠償責任保険や地震保険へ加入することなど

<第3節 その他の区域>

第10条・第11条 事業計画の届出、届出内容の変更
<ul style="list-style-type: none"> 設置規制区域外に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ事業計画を届け出なければならない。 事業計画を届け出た者が当該事業計画の記載事項を変更したとき、又は増設により発電出力が50キロワット以上となるときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。



<第4節 太陽光発電施設の運営>

第12条 維持管理等
<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、太陽光発電事業を実施する間、基準※に従い適正な維持管理等をしなければならない。 事業者は、維持管理等計画を作成し、当該計画に従い維持管理等を行わなければならない。 維持管理等計画を作成したときは、これを公表しなければならない。 事業者は、事故や災害により、施設や事業区域の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに施設や事業区域の復旧等の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告しなければならない。 <p>※維持管理等の基準（条例施行規則）</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設は、土砂災害等の防止及び生活環境等の保全における支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること など

第13条 地位の承継	第14条 廃止の届出
<ul style="list-style-type: none"> 設置許可者について、事業の譲渡、相続、合併若しくは分割があったときは、事業を譲り受けた者又は相続人等は、設置許可者の地位を承継する。設置許可者の地位を承継した者は、承継の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。 設置規制区域外への設置に関して事業計画を届け出た者について、事業の譲渡、相続、合併若しくは分割があったときは、事業を譲り受けた者又は相続人等は、事業の譲渡や相続の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

第22条 罰則
<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当した者は5万円以下の過料に処する。 設置許可若しくは変更許可を受けず、又は偽りその他不正の手段により設置許可若しくは変更許可を受けて、施設を設置した者 事業計画の届出をせず、又は虚偽の届出をして施設を設置した者 報告や資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告や資料を提出し、若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
施行期日
令和4年10月1日（予定）

経過措置（附則）
<ul style="list-style-type: none"> 設置規制区域及び設置許可申請等に関する事項については、本条例の施行日前に工事に着手した施設（既存施設）は適用しない。 既存施設を管理する事業者は、令和5年3月31日までに当該既存施設の事業概要を知事に届け出なければならない。ただし、設置規制区域外で、かつ、施行日前に規則※で定める書類を知事に提出した者は届出があったものとみなす。 <p>※「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」に基づく事業計画書</p>

【（参考）設置手続のイメージ図】

太陽光発電施設(発電出力50kW以上・建築物に設置する場合を除く)

設置規制区域
【原則設置不可】
＜許可制＞

- ①地すべり防止区域
- ②急傾斜地崩壊危険区域
- ③土砂災害特別警戒区域
- ④砂防指定地

その他の区域
＜届出制＞